# 技術者に関するデータベースについて



# 技術者データベースに関する新たな仕組みの方向性(案)

技術者データベースの構築により、技術者情報の蓄積、技術者の資質の維持・向上、適正配置の徹底等を進め、 建設産業に対する国民や市場からの信頼を高めるとともに、企業と技術者の評価の向上を図る。

### ー定の資格※を有する建設技術者

※主任技術者相当以上

### 建設技術者に関する情報の登録・更新(任意)

#### 保有資格情報

(監理技術者、主任技術者となり 得る資格等)

- 1. 国家資格
- 2. 民間資格
- 3. 実務経験

## 登録できる情報

現場配置情報

所属企 業情報

### 資質向上情報

一定の要件を満たす

- 1. 継続教育
- 2. 民間資格

○技術者情報の蓄積

3. 表彰

○定期的な資質の確認等

登録促進策

登録時※の要件

※経過措置を設定

## 義務となる事項

建設企業は、監理技術者を 登録技術者から選任

選任された監理技術者は 現場配置情報を入力

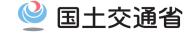
更新時の要件

※ 一定の登録情報の閲覧・公表

保有資格を適切に確認 ・専任を容易に確認 技術者に対する評価の向上 継続的な資質の維持・向上

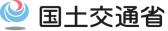
効 果

# 新たな仕組み(技術者情報の登録制度)の方向性(案)



項目	各項目ごとの方向性(案)	備考
登録できる技術者の範囲	●監理技術者、主任技術者となり得る者が、資格その他技術者情報を登録申請(任意)	●主任技術者となり得る者も含め、登録できることとしてはどうか。 ●登録申請は、技術者が行うことを基本とすべきか。
登録できる情報の項目	<ul><li>●本人情報、所属企業情報</li><li>●保有資格情報(監理技術者、主任技術者となり得る資格等:国家資格、民間資格、実務経験)</li><li>●現場配置情報</li><li>●資質向上に関する情報(その他の資格等)</li></ul>	●現場配置情報:工事名、専任の有無、施工場所、工期を想定 ●資質向上に関する情報:一定の要件を満たす民間 資格、表彰等を想定
現場技術者の配置	●建設業者は、「監理技術者」については、登録 を受けた者から選任	●主任技術者については、登録を受けた技術者から の現場選任を義務としないとしてよいか。
登録の有効期間と更新要件	●登録の有効期間を例えば5年程度とし、更新は、関係法令等の最新の知識を継続的に習得していることを確認の上で行う。	<ul><li>●継続的習得の方法については、複数の選択肢を用意。</li><li>●継続教育は、プログラムを認証する機関により、プログラムの認定、受講証明を行う仕組みとしてはどうか。</li><li>●更新要件を主任技術者にも求めるべきか。</li></ul>
登録の促進	●登録を受けた技術者については、経審評価の 技術者に係る評価点数を上乗せ	●経審の総合点に与える影響を考慮しつつ検討
不正登録等の防止	●登録漏れ、虚偽登録に対し、登録の取消し ●登録取消しされた者は、一定期間登録不可	●技術者情報の登録において、企業が不正に関与した場合、企業に対しても監督処分が必要ではないか。

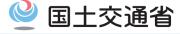
# 技術者DBの登録更新時の確認事項(案)



- (1) 最新の法制度、安全・環境等の施工管理に限定した最低限必要な事項(最新重要事項)を継続的に学習していることを 確認する。
  - 最新重要事項を学習していることを確認するための方法として、次の選択肢を設ける。

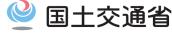
		確認方法	概 要	備 考		
1		継続教育における 最新重要事項の学習 の修了	●継続教育の取組により更新前の一 定期間内に最新重要事項の学習を 修了したと認められる場合	●継続教育認証機関(仮称)が、最新重要事項の 学習を修了したかどうか判断し、証明書を発行 ●継続教育認証機関を認定するしくみ(継続教育プログラムの認証方法等を含む認定基準を整理)		
2		他の国家資格試験の 合格	● <b>技術検定(1級)に合格</b> ●技術士、1級建築士に合格	●更新期間内に合格		
3	①と同等の方法	技術検定の学科試験 の合格	●保有する技術検定(1級)の学科試験に合格 ●技術検定(1級)を受検し、結果として学科試験のみ合格	●更新前の一定期間に学科試験に合格。 ●更新目的で学科試験のみ受験する場合、手数料 を軽減		
4	<b>万</b> 法	一般講習の受講、研修 等	●最新重要事項の学習についての <u>講</u> 習等を、更新前の一定期間内に受講	●継続教育の受講等の機会が少ない地方の技術者や継続教育の取組が十分に普及していない業種の技術者等について、セーフティネットとしての講習等を用意。		

- (2) その他基本的な事項の確認
  - 本人の写真
  - 所属企業、住所その他の登録事項の変更漏れがないかをチェック



- 〇 主任技術者となり得る者の更新をどうするのか。
  - 任意で登録を行った主任技術者となり得る者も、監理技術者となり得る者と 同様に一定の資質のチェックを行うべきか否か。

- 登録時においても、直近の資質について確認を行うべきか
  - 監理技術者資格者証を取得しており、今後新たなしくみとしてスタートする前の一定期間以内(例えば5年以内など)に講習を受けている者等に対しては、 技術者の負担がなく円滑に登録できるよう経過措置を設定すべきではないか。
  - 上記以外の者が新たに登録する場合、更新時の資質のチェックとの関係から、 登録直近の資質について確認を行うべきか否か。



## O DB上でどこまで閲覧できるとするか

○ 各主体について、どこまでの登録情報が閲覧できるとするか。

	各 主 体						
	技術者 本人	所属 企業	公共 発注者	民間 発注者	許可 行政庁	一般人	
本人情報、写真、 雇用関係							
保有資格情報							
資質向上情報	※ 各	主体ごとに	こ、閲覧で	きるとする	目的、その	有効	
現場配置情報 (工事中)	性等を	ぞれぞれ	勘案して、	閲覧の内	容等を決定	i.o	
現場配置情報 (過去を含む)							

#### <留意事項>

- ※ 本人の希望によって、各種情報の閲覧 を可能とするかどうかを決定することとし てもよいか。
- ※ 検索の方法は、会社名や氏名を入力 することで、当該技術者の情報を検索す る方法とするか。
- ※ 公共発注者と民間発注者の閲覧の取 扱いをどのように分けて整理すべきか。

# O DBにアクセスはできないが、登録情報を確認する方法

- O DB管理者は、技術者本人の求めに応じ登録情報に関する証明書を発行することとするか。
- その他にDB管理者が、登録情報に関する証明書を提供しなければならない場面が想定されるか。